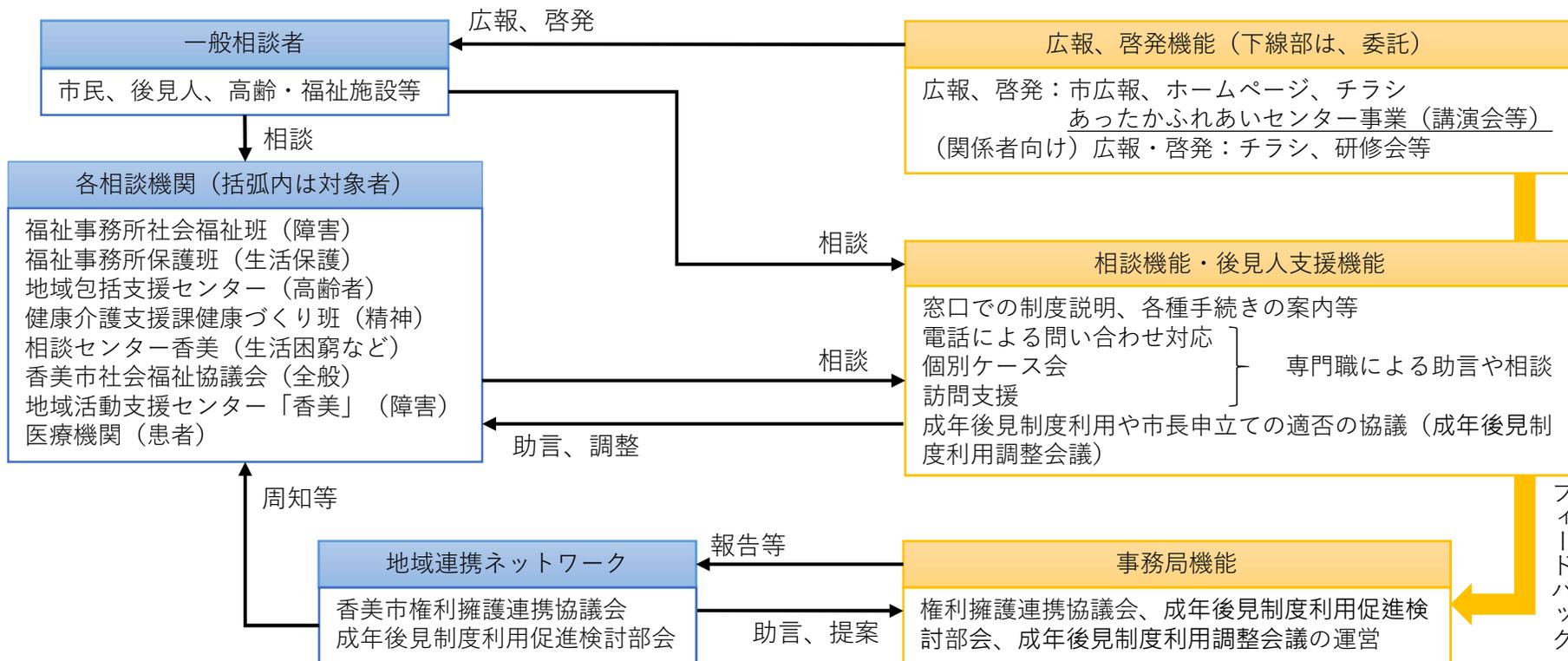


- 運営方式：直営
- 設置場所：（相談窓口）福祉事務所及び地域包括支援センター
（事務局）福祉事務所
- 設置予定日：令和5年4月1日
- 中核機関の機能
中核機関の当面の機能は、広報機能、相談機能、後見人支援機能及び事務局機能とする。
成年後見制度利用促進機能（受任者調整、担い手の育成等）、不正防止への取組については整備を先送りする。
- 中核機関の業務
 - 1 権利擁護支援の広報及び啓発に関すること
 - 2 権利擁護支援の相談及び成年後見制度利用支援等に関すること
 - 3 成年後見人等の支援に関すること
 - 4 香美市権利擁護連携協議会（地域連携ネットワーク）の運営に関すること



※後見人の受任調整、市民後見人の育成等や身上監護の取組については、現時点では見合わせる。

令和4年度 OPEN

権利擁護支援体制づくり 市町村支援・相談窓口

体制づくりの
相談に
乗ってほしい

講師派遣や説明を
お願いしたい

困難ケースの
アドバイスが
欲しい

市町村の権利擁護支援の体制づくりや困難ケースのお悩みなどをお手伝いします。
まずはお問合せください。

☎ 窓口：高知県社会福祉協議会 権利擁護センター

088-850-7770

相談窓口と
Zoomによる
相談も可能
です。

相談内容

無料でご利用いただけます。

●権利擁護支援や成年後見制度利用促進に関すること

※虐待対応に関する相談は現行どおり、専門家チーム派遣のスキームとなります。(有料)

まずは窓口職員が相談をお聞きし、必要な支援を調整します。

県域や家裁支部単位で、専門職等によるネットワーク構築に向けて準備中です。
ネットワークと連携しながら、専門職によるアドバイザー派遣等により支援していく予定です。
(弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士、家裁、高知県 等)

高知県社会福祉協議会 権利擁護センター ※本相談窓口は、高知県からの受託事業です。

〒780-8567 高知市朝倉戎375-1 TEL 088-850-7770 FAX 088-844-3852
E-mail kenriyogo@pippikochi.or.jp

○香美市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱（案）

令和 年 月 日

告示第 号

（趣旨）

第1条 この告示は、認知症、知的障害、精神障害等の理由により、財産の管理又は日常生活に支障がある者が、成年後見制度を円滑に利用できるよう必要な支援を行い、権利を擁護することにより、地域で安心して暮らせる体制を整備するため、成年後見制度の利用促進に係る中核機関の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見人等 成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、市民後見人及びこれらの後見監督人をいう。
- (2) 地域連携ネットワーク 認知症、知的障害、精神障害等の理由で財産の管理若しくは日常生活等に支障がある者を発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組みをいう。

（設置及び運営）

第3条 中核機関の設置主体は香美市とし、市長は中核機関の運営を行う。

- 2 中核機関に関する庶務は、福祉事務所が香美市地域包括支援センターと連携して行う。

（中核機関の業務）

第4条 中核機関は、市民が必要に応じて成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進めるとともに、権利擁護を必要とする市民を速やかに適切な支援につなげられるよう、次に掲げる業務を行う。

- (1) 広報及び啓発 成年後見制度に関する情報発信、講演会の開催等、市民、関係団体等を対象として、成年後見制度に関する幅広い広報及び周知・啓発を行う。
- (2) 相談及び成年後見制度利用支援 権利擁護支援に関する相談に応じるとともに、成年後見制度の利用が必要な場合に適切に利用できるよう支援を行う。
- (3) 親族後見人の支援 親族後見人に対し、個別相談支援、成年後見制度に関する情報提供及び支援体制の整備を行う。
- (4) 市民後見人の養成、活動支援 市民後見人を養成する事業を実施するとともに、活動支援を行う。
- (5) 香美市権利擁護連携協議会の事務局 香美市における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項の調査審議及び中核機関による事業の透明性、公平性を確保するため、香美市権利擁護連携協議会を開催し、運営・活動方針、事業計画等について意見交換、協議を行う。

(6) 成年後見制度利用促進検討部会の事務局 成年後見制度の利用促進に関する施策及び関係機関や地域の専門職との相互連携体制の整備を検討する成年後見制度利用促進検討会を開催する。

(7) 成年後見制度利用調整会議の事務局 後見制度の利用の適否及び成年後見制度香美市長審判請求審査委員会に先だって市長が行う後見、保佐及び補助開始の審判の請求手続き開始の適否について協議する成年後見制度利用調整会議を開催する。

(8) 地域連携ネットワークの構築 香美市権利擁護連携協議会や成年後見制度利用促進検討会の開催を通じて、身近な地域で権利擁護支援に携わる関係者が連携して支援が必要な方を支える体制を構築する。

2 市長は、中核機関の業務の一部又は全部を適切に行うことができると認められる外部機関に委託することができる。

(対象者)

第5条 中核機関の支援の対象者は、認知症、知的障害、精神障害等の理由で財産の管理若しくは日常生活等に支障がある者で香美市に在住又は住所地特例等により香美市が支援する者又はその者の親族若しくは支援関係者、成年後見人等とする。

(守秘義務)

第6条 中核機関の業務に従事する者は、利用者及びその家族等関係者の個人情報取り扱いに万全を期するとともに、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

香美市権利擁護連携協議会設置要綱(令和2年告示第128号)新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>(事業内容)</p> <p>第2条 連携協議会は、次に掲げる事項について検討、協議する。</p> <p>(1) <u>香美市成年後見制度の利用促進に係る中核機関</u>の運営状況及び体制等</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>(事業内容)</p> <p>第2条 連携協議会は、次に掲げる事項について検討、協議する。</p> <p>(1) <u>香美市権利擁護センター</u>の運営状況及び体制等</p> <p>(2)～(6) (略)</p>